

国立国語研究所外部評価委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第7号

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の結果に基づく評価に関すること。
- (2) 研究所の中期計画及び年度計画の評価に関すること。
- (3) 共同研究プロジェクト等の評価に関すること。
- (4) その他評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、研究所の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から所長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(外部評価の実施等)

第8条 外部評価の実施は、研究所の中期計画及び年度計画の実施に関する評価の時に行うものとする。

2 委員会は、評価の結果を所長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。